

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
	令和 8 年 12 月 1 日以後に行う年末調整に適用される改正	3
	【令和 9 年 1 月 1 日以後に適用される改正】	5
II	年末調整の手続	6
	① 年末調整の対象となる人	6
	② 年末調整の手順	7
III	年税額の計算のための準備	8
	① 申告書等の準備	8
	② 「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	9
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	22
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	24
	⑤ 「特定親族特別控除申告書」の提出・記載内容の確認	29
	⑥ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	32
	⑦ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	34
	⑧ 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	41
IV	令和 8 年分年税額の計算	48
V	徴収税額との精算	51
VI	年末調整の再調整	53
VII	法定調書の作成と提出	54
	① 法定調書の作成と提出期限	54
	② 提出方法	55
	③ 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	56
	④ 記載例	57
	参考 令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	61-68

I

昨年と比べて変わった点

令和 8 年 12 月 1 日以後に行う年末調整に適用される改正



次の改正は令和 8 年 12 月 1 日以後に行う年末調整について適用され、令和 8 年 11 月 30 日以前に行われる年末調整は改正前の法令が適用されます。

なお、この改正は令和 8 年分の所得税から適用されますので、死亡や出国により令和 8 年 11 月 30 日以前に年末調整を行った人は確定申告により改正法の適用を受けることができます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、控除の最低保証額が 65 万円から 74 万円に引き上げられ、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

なお、給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(2) 基礎控除の見直し

次のとおり、居住者の合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 〔収入が給与だけの場合の 収入金額 ^(注1) 〕	基礎控除額		
	改正後 (令和 8 年 12 月 1 日以後)		改正前 (令和 8 年 11 月 30 日 以前)
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	
132 万円以下 (206 万円以下)	104 万円	99 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)		62 万円	88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)			68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	67 万円		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円		58 万円

(注) 1 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。

2 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

次のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後 (令和8年12月1日以後)	改正前 (令和8年11月30日以前)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合は、金額が異なります。

(4) 勤労学生控除の対象となる専修学校の要件の改正

勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程を履修するものが加えられるとともに、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうち、その1年の授業時間数が800時間以上であること等の要件が、その年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に見直されました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

(5) 生命保険料控除の改正

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、令和8年及び9年分において23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次のとおり計算することとされました。

新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料の合計額 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料の合計額 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律 60,000円

なお、旧生命保険料及び上記の表が適用される新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円(改正前4万円)とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行と同様の12万円となります。